令和6年度 救護施設 萬象園 事業計画

I. 基本理念

- 1. 救護施設萬象園は、「精神障害者の福祉向上」を基本理念とし、利用者の「安全」「健康」「快適」を支援サービスの原点とします。
- 2. 社会福祉基礎構造改革の基本視点を踏まえ、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、適切な福祉サービスが総合的に提供できるよう努めます。

また、中・長期計画として

・生活保護受給者や、生活困窮に直面している人々に対し、救護施設だからこそできる支援に積極的に取り組み、その機能強化を図ります。

また、障害者差別解消法の趣旨に沿って、利用者の人格と個性を尊重しながら地域に根差した福祉活動を行います。

・個別支援計画の制度化

令和6年度から個別支援計画が制度化されます。制度化に伴い、福祉事務所との連携・ 情報共有を図り、より質の高い個別支援計画の作成、支援の実施を行います。

・就労支援員の配置

令和6年度、就労支援員を配置し施設内での就労訓練に加え外部との連携を行います。

・保護施設通所事業への対応

現在、独自事業として実施している通所事業について、令和6年4月より地域枠の拡充等が実施されるため、保護施設通所事業の申請を検討、実施に向けた取り組みを行います。

上記を重要な指針として、施設長は基本理念に基づく健全な施設運営のため、役割と責任を果たします。

Ⅱ. 基本方針

1. 施設運営について

基本理念に基づき常に利用者の立場に立った施設づくりに努めます。

- (1) 明るく開放的な雰囲気の中で、常に整理整頓がいきとどいた清潔な施設
- (2) 四季の花々に囲まれ、暖かく和やかで落ち着いた環境の施設
- (3) 利用者の個性とプライバシーを大切にし、笑顔で明るい挨拶ができる職員の施設
- (4)優しく丁寧なことば遣いで利用者の尊厳を護る施設
- (5) 研修や勉強の大切さを理解し、熱意と向上心の旺盛な職員の施設
- (6) 恵まれた環境と自然を大切にし、施設の特色を生かした地域貢献のできる施設
- (7) 家族や地域との交流を積極的に図り、コミュニティーの拠点となる施設

2. 利用者支援について

(1) 自立支援への取り組み

循環型施設であることを認識し、利用者の状況や希望に応じ、最適な自立が図られるよう「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」「就労自立支援」に取り組みます。

常に利用者が施設を利用する目的や希望を意識し、利用者の将来を真摯に考え、定めた目標に向ってサポートします。

(2) 地域生活移行支援

個別支援計画による支援を進める中で、アセスメントを通して利用者の希望や思い、「何がしたい、何ができる」を把握し、その人の力の拡大(エンパワメント)を引き出すよう努めます。

地域生活を送る可能性のある方には、その希望を実現できるよう1つずつ課題を解決し、 地域生活への移行を支援します。

(3) 他法制度との事業展開

生活保護法の保護費の枠の中で救護施設がやるべきことと、法人として他法制度を活用しながらやるべきことを整理し、双方の事業展開によりセーフティネット機能を緻密にし、地域福祉の推進に努めます。

(4) 地域貢献活動

生活困窮者支援の社会的な課題を受けて、今後はさらなる「目に見える社会貢献の展開」が求められています。利用者もコミュニティー活動に参加し、地域住民との交流や地域貢献を通じ、住民の一員としての自覚や公共心を確立できるように支援します。 具体的には、『リフレッシュ「香の川」パートナーシップ クリーン活動』に参加します。

(5) 利用者の支援サービスについて

- 1. 生活支援は、利用者ひとりひとりの生活全般に亘る支援です。利用者が、他者から自分の存在を認められ、生きがいややりがいを感じ、その人なりの自立した「安全・健康・快適」な生活が送れるよう支援します。
 - ① 利用者の主体性を尊重した自己実現の支援に努めます 「共に生きよう」「共に考えていく」を基本に、利用者の持てる能力を発揮できるよう支援 します。
 - ② 利用者のニーズに応じた支援を行います 利用者と共に個別支援計画を作成し、希望要望や将来展望、生活状況を十分に把握した上で、ひとりひとりのニーズに応じた支援を行います。
 - ③ 家族も含めたネットワークづくりに努めます 利用者も地域で生活する社会の一員です。家族、友人、知人との交流や、公共機関と の連携も含めたネットワークづくりに努めます。
 - ④ できることからひとつずつ 「自分でできる事は自分でする」、エンパワメントの視点に立った支援を行います。
 - ⑤ 利用者の人権を尊重します 常に、利用者の人権やプライバシーを意識し、利用者が不快な感覚を持たないよう支援します。
- 2. 作業支援は、日常の生活支援とあわせて作業に対する持久力や忍耐心を養い、円滑な人間関係を築けるよう支援を行います。

作業技術の習得により、就労及び社会生活に適応する能力を高め、地域生活への移行 支援の一助といたします。

- ① 地域産業に適応した作業支援を展開し、利用者個々の能力と適性を伸ばしながら社会参加の意識を高め、自立の促進を図ります。
- ② 市委託作業、屋内作業については常に責任ある成果を示し、丸亀市都市計画課及び元請業者との信頼関係づくりに努めます。【現在の委託作業:丸亀城・市民広場・緑道

公園・塩屋町緑地・競艇場の花壇管理、除草・清掃作業】

- ③ 花卉園芸、フルーツファームについては、利用者の生がいと心の潤いのため、丹精を こめて育成に努めます。また、地域交流の原点として育成管理の技術向上に努めます。 また、収穫した野菜を「産直」に出荷し、「育成」「収穫」「収入」の苦労と楽しみ、そして 充実感を経験していただきます。【就労訓練、学習支援の場として年間を通じた野菜作 りに努めます。】
- ④ 経費の節減に心掛け、利用者への還元を十分に行い、意欲向上に努めます。

(6) 支援サービスの具体的方法

- ① 救護施設個別支援計画書を軸に、利用者の人権と主体性を尊重した自己実現の支援に努めます。
- ② 毎日、利用者と職員で施設の清掃を行い、設備の不具合や傷み、汚れを早期に発見し環境整備に努めます。併せて、美化意識を高め、快適な生活環境と安全面の充実を図ります。
- ③ 嘱託医並びに医療機関との連携を緻密にし、利用者の健康管理に努めます。また、 緊急時のマニュアルを整備し、迅速で的確な対応ができるよう訓練を行います。
- ④ 日課と行事の見直しを行い、利用支援の充実と業務の効率化に努めます。
- ⑤ レクリエーションについては利用者と職員のアンケートを幅広く徴収し、マンネリ化しないように活性化と多様化を図り、利用者の生がいと意欲向上に努めます。
- ⑥ 作業については、利用者の能力とニーズを把握し、園内外作業の創意工夫と職場 実習事業所の開拓を行ない、利用者ひとりひとりの自己実現を支援します。また、加 齢や疾病等により身体機能や意欲が低下している利用者を対象に、個別対応による 機能回復、介護予防に取り組み、意欲の向上を図ります。
- ⑦ "ヒヤリハット体験ノート"、"苦情受付ノート"を活用し、迅速で丁寧な支援サービスを心がけ、事故を未然に防止します。
- ⑧ 虐待防止委員会、苦情解決委員会、ヒヤリハット委員会、美化委員会の活性化を図り、利用者支援の向上と職員の資質向上に努めます。
- ⑨ 給食は、利用者の立場に立ち愛情のこもった家庭的で温かみのある食事の提供を 心がけます。また、利用者の嗜好、郷土料理、旬の食材を取り入れ、楽しく食事がで きるよう努力し、食中毒感染予防等、衛生管理には万全を期します。
- ⑩ 防災対策は、利用者の安全を第一に考え避難訓練、防災教育の反復の実施により防災意識を高め、現実に即した訓練を行います。
- ① 水害・土砂災害に備え、「要配慮者利用施設の避難確保計画」を検証し、より現実に即した避難訓練を行います。また、「福祉避難所」として、利用者や市民の方々の避難援助の充実に努めます。
- ② 利用者の金銭管理は、自己管理、施設管理を問わず、内部けん制を組織化し、取扱いと保管には万全を図ります。

(7) 今後の利用者支援について

現利用者については、『救護施設個別支援計画書』を活用し、自立に向けた支援を充実します。また、新たなニーズをもつ利用者については、施設機能の見直しも含め、地域、関係機関の期待に応えられるよう専門性の向上をめざして支援サービスを行います。

今後の利用者実態の方向性として

コロナの影響も含め、増え続けるであろう生活困窮者支援に関し、「すでに実施している支援」の充実・発展、「これからめざす支援」への積極的な取組みの推進、さらに、専門性を発揮した萬象園ならではの支援の開拓にも力を注ぎます。

(8) 人材育成、確保並びに職員処遇について

「働き方改革関連法」を順守し、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の改善が実現できるよう業務改善と待遇の向上を行い、健康と福祉の確保に努めます。

なお、今後予想される有資格者の配置基準の必要性を考慮し、社会福祉士、精神保健 福祉士、介護福祉士の資格取得をサポートします。

また、各種研修会には積極的に参加をし、施設内研修の充実と施設機能の強化を図り、 職員の資質向上、人材育成を目指します。

具体的な職員処遇について

- (1) 各種研修会への積極的な参加と園内研修の活性化を図り、資格、技術、専門知識の習得と支援技術の向上に努め、成熟した人間性豊かな職員教育を行います。
- (2) 職員間の信頼関係とチームワークの向上を図り、活力と誇りある職場作りを行います。
- (3) 利用者支援の源は職員の心身の健康から。職員の定期健診を確実に行い、感染予防には細心の注意をはらう等、健康管理には常に配慮をします。
- (4) 業務省力化と福利厚生の充実に努め、職員の待遇改善を図ります。

職員心得 10力条

- ① 礼儀の人であれ。
- ② 内にも外にも常に微笑で接せよ。
- ③ 感謝を期待するなかれ。
- ④ 『ほう・れん・そう』を実行せよ。
- ⑤ 頼まれたことは大小にかかわらずすぐ実行せよ。
- ⑥ 利用者に合わせよ。
- ⑦ 多趣味であれ。
- ⑧ 利用者は鏡である。
- ⑨ 自ら研讃しライセンスの取得に努力せよ。
- ⑩ 常に謙虚であれ。

(9) 設備整備について

今年度の設備整備は

・LED照明交換工事、トイレ改修工事、食堂配管修繕工事、軽トラック購入 を実施予定です。

(10) 災害対策について

「民間避難所」・「福祉避難所」として、災害発生時には地元と施設が協力をし、災害対策にあたります。具体的には、

- ・川西自主防災会との合同避難訓練の実施及び防災計画による避難訓練を 行ないます。
- ・お互いの行事への参加、慰問での交流を図り、信頼・協力関係を 深めます。
- 「避難確保計画」の検証を行い、より現実に即した避難訓練を実施し、利用者と市民

の方々の安全と避難生活を援助します。

・非常用設備、非常食の点検、確保を行います。

また、香川県の条例制定に従い

・利用者、職員の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に的確な対応ができるよう、具体的な行動指針を施設内に掲示します。